

英語科教育法におけるコアカリキュラムの適用

Applying the Core Curriculum to our English Teaching Pedagogy Course

宇野 光範

要旨

教職課程における外国語（英語）コアカリキュラムを導入することで、「英語科の指導法」に該当する「英語科教育法」科目をどのように変えていくべきか。これを、神戸親和女子大学のケースにおいて検討した。コアカリキュラムは、科目の内容においても、学習形態においても、本学の当該科目の伝統と風土に大変に合致したものである、というのが本論での結論である。コアカリキュラムの導入を機に、科目群としては、より体系的でありながら、個々の学習においては、より体験的で広い視野を培うものにするために、「英語科教育法 IIA」を英語のみで実施する授業とし、TESOL や EFL の知見をさらに取り入れた、能動的な学習形態にすることなどを提案した。

キーワード：外国語（英語）コアカリキュラム 英語科の指導法 大学の独自性 TESOL

はじめに

本論は、大学教職課程における教科教育法の授業において大学の学生・授業者（科目担当教員）・大学の主体性をどのように生かしていくのか、ということについて、具体的な提案をしようとするものである。すなわち、俯瞰的な視点から見るならば、ここで行おうとしていることは、教職課程コアカリキュラムを基点としたシラバスのローカライズという、ひとつのケーススタディである。ローカル化とは、一定の標準的なものを、その場のニーズや状況に合うようにあつらえ直していくことにはかならない。

他方で、具体的な授業の現場で起こっている現象は、このローカル化とは真逆の、一般化へのベクトルを持っている。それぞれの場面での具体的な授業内活動が、学生の中でどのように汎化され、教職という具体的な現場で生かされることになる資質となるのか。教職課程における特定の授業シラバスが、この大学のディプリマポリシーや学風とどのような関わっているのか。そして、ある大学の教職課程が、日本の教員養成全体をどのように活性化するのか。

本論では、教職課程コアカリキュラムのローカル化という一般的な事例を、後者のようなボトムアップの見方で捉え、コアカリキュラムの導入を大きな契機にして、英語科教育法という4科目からなる小さな科目群の再構築と体系化を試みる。

1. 教職課程コアカリキュラムにおける大学の独自性

まず、教職課程コアカリキュラムにおいて、大学の独自性はどのように担保されているのだろうか。コアカリキュラム作成の動機が「教員の養成、研修を通じた教員育成における全国的な水準の確保を行っていくこと」にある¹としながらも、この審議が「大学における養成の原

則（教員養成は大学において行うことを基本とする）及び開放性の原則（教員養成を目的とする学位課程に限らず、あらゆる学位課程において教職課程を設置し、教員養成を行うことができる）を維持することを前提とする²」限りにおいて、教職課程コアカリキュラムを通じて教職課程科目の編成及びその内容のすべてを画一化するという方向をとることは出来ないものになっている。そして、中央教育審議会の「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会」平成29年6月29日付検討会の資料として公表された教職課程コアカリキュラム（案）³では、「教職課程コアカリキュラム作成の目的」が次のように結ばれている。

したがって、教職課程コアカリキュラムは地域や学校現場のニーズや大学の自主性や独自性が教職課程に反映されることを阻害するものではなく、むしろ、それらを尊重した上で、各大学が責任をもって教員養成に取り組み教師を育成する仕組みを構築することで教職課程全体の質保証を目指すものである。[傍点は著者による]

すなわち、大学の責任において、「大学の自主性や独自性」を取り入れることを是としており、大学には、自らの学生に対して、また地域社会に対して、建設的な意味において教職課程における独自性をアピールする余地が残されているのである。

その一方で、カリキュラム内容とは別の側面からの縛りも見え隠れする。そのひとつは、将来の教員採用試験における共通問題導入への動きである。同「教職課程コアカリキュラム（案）」においては、「各都道府県等における教員採用の際の試験問題作成上の負担軽減や、新たな教育課題を踏まえた適切な試験の実施等の観点から」共通問題の導入に向けて「必要な検討に着手すべき」であると提言している⁴。これは皮肉にも、大学の「ニーズ」に直接働きかけることになる改革となるはずである。教員採用試験は学生が自由に勉強して受けるものであるから教科内容とは独立である、と開き直ることのできる大学と、いわゆる「面倒見の良い大学」との間に、シラバスの縛りに差異が生じることがないとは言えないのである。

このように、教職課程コアカリキュラム下でのシラバスにおける大学の独自性は、コアカリキュラムとの微妙な緊張関係のもとに存在しているということができそうである。そして、同様に、授業者の独自性もまた、大学やシラバスと微妙な緊張関係のもとにあり、同じ構図は、学生と授業担当教員との間にも存在するであろう。こうした緊張関係を認識しつつも、大学の独自性と理念の中にコアカリキュラムを編み込んでいくことで、自然な着地点を模索することが必要であろう。そしてそのための仲介となるコンセプトは、カリキュラムが全体として、新しい学習指導要領が掲げる「主体的で深い学び」につながっていくものを目指すことにあるようと思われる。

2. 「英語科教育法」をめぐるコアカリキュラムの骨子

神戸親和女子大学教職課程における「英語科教育法」関係科目は、「英語科教育法 IA」「英語科教育法 IB」を2年次開講とし、各2単位、「英語科教育法 IIA」「英語科教育法 IIB」を3年次開講とし各2単位としている。中・高の英語教員免許取得のためには全ての科目、合計8単位の履修を必修とする方向で検討が進んでいる。

これらの科目は、「外国語（英語）コアカリキュラム」においては「英語科の指導法」とい

うカテゴリーに属するものであり、コアカリキュラムにおける全体目標は、「中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける。⁵」ものとされている。

「英語科の指導法」のコアカリキュラムは、この「全体目標」に続き、「学習内容」と「学習形態」によって構成される。「学習内容」では、この科目群で「扱うべき必要最低限の⁶」項目内容がまとめられており、「学習形態」では授業でそれをどのように学んでいくのか、というアプローチについてまとめられている。

外国語（英語）コアカリキュラムにおいて、「英語科の指導法」が特に重要な位置を占めていることは、「英語科に関する専門的事項」に属する他の諸科目との比較において一目瞭然となる。「学習内容」の項目数でのみ指摘しても、「専門的事項」の諸科目に含まれる「英語学」と「英文学」がそれぞれ3項目であるのに対し、本「英語科の指導法」科目は合計23項目となっている。また、「学習形態」というカテゴリーは、「英語学」においても「英文学」においても存在していない。なお、言語系の科目という点では「国語科の指導法」における学習項目数は10項目となっている。

つまり、最低限習得すべき内容においても、その授業での扱い方（教え方）においても、英語科教育法科目は、コアカリキュラムによって、他の関係科目に比べても、大きな影響を受けることになるのである。逆の方向から見れば、コアカリキュラム自体の大きなターゲットとして英語科の指導法に関する科目が存在しているのであり、コアカリキュラムの導入による影響のテストケースとして相応しい科目として位置しているのである。

それでは、「英語科の指導法」における「学習内容」と「学習形態」はどのようなものであるのか。

まず、先に、この科目群の大きな特徴となっている「学習形態」については、「上記の内容を学習する過程においては、教員の講義にとどまることなく、次の学習形態を必ず盛り込むこととする。⁷」とした上で、「授業観察」「授業体験」「模擬授業」の形態を掲げている。ここでの「授業体験」とは、担当教員による実演を生徒の立場で体験することを意味し、また、「模擬授業」は計画、準備、実施、振り返り、改善を含むものであることが明示され、PDCAサイクルに則ったものでなければならないことが示唆されている。

これは、教職課程における教科教育法の授業がよりアクティブで実践的なものであるべきことを謳っており、論点先取りをするならば、本学においてはその小規模なクラスサイズを生かしつつ、かねてより実践を心掛けてきた内容と一致する。この重要な点においては、コアカリキュラムが授業を束縛するものではなく、むしろ裏書きをしてくれるものとなっているのであるが、その詳細については次節にゆずることとする。

つぎに、「学習内容」について重要な部分を簡潔にまとめておく。コアカリキュラムにおける「学習内容」は、本科目については、次の5項目に分けて説明されている。

- (1) カリキュラム／シラバス
- (2) 生徒の資質・能力を高める指導
- (3) 授業づくり
- (4) 学習評価

(5) 第二言語習得

(1)で中心となるのは、学習指導要領、および教科用図書についての理解や、学習到達度目標、指導計画についての理解であり、なされるべきことは、中学校及び高等学校の英語教育で扱う内容に関する正しい知識の習得である。また、(2)においては「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」及び「書くこと」の、いわゆる「5つの領域」を統合した言語活動の指導方法を身に付けることが中心となる。具体的な指導法に関する技能の習得である。そして、(3)では学習到達目標に基づく授業の組み立てと学習指導案の作成方法を身に付けることを主眼とし、(4)では観点別学習状況の評価や言語能力の測定と評価を指導に生かすことを習得する。(5)の「第二言語習得」の一般目標は「学習者が第二言語・外国語を習得するプロセスについて基礎的な内容を理解し、授業指導に生かすことができる」というものであるが、第二言語習得が独立した学習内容の項目として掲げられていることからは、経験科学に基づく合理的な言語学習を目指す姿勢を見てとることができる。

具体的な学習項目の個数をみると、(1)が4項目、(2)が14項目、(3)が2項目、(4)が2項目、そして(5)が1項目となっており、(2)に関する部分が突出して多くなっている。(2)が具体的な指導法や教授法に関わる部分であるから項目数が増えることは自然と思われる一方で、他の項目数とのバランスを見た際に顕著になることは、コアカリキュラムが具体的な指導法の比較的細部に至るまで、指針を示そうとしている、という事実である。すなわち、「英語科の指導法」科目の技能に関する部分については、コアカリキュラムによる標準化が比較的明確な形で現れているのである。

3. 大学の独自性の中でのコアカリキュラムの適用

1では、コアカリキュラムを礎としつつも、それに大学独自の味付けが認められていることをみた。そして2では、指導における具体的な部分において、英語のコアカリキュラムは習得内容の標準化を目指しているように見える、ということをみた。

それでは、コアカリキュラムに大学の独自性を導入する場所はどこなのか。本節ではその可能性を次の(I)–(IV)の観点において指摘していきたい。

- (I) コアカリキュラム導入の方向性
- (II) 学習項目を扱う順序と方法
- (III) 各科目の位置づけ
- (IV) 学習項目を習得する方法

(I) コアカリキュラム導入の方向性

「英語科教育法」科目群の目標は、コアカリキュラムによって提示される目標そのものであり、それは先述したように、「中学校及び高等学校における外国語（英語）の学習・指導に関する知識と授業指導及び学習評価の基礎を身に付ける」ということである。そしてこれを身に付けるための学習形態としては、講義形式に頼るものではなく、模擬授業等を含めた実践知の取得が目指されていることを先に見た。

この目標を不動のものとしつつも、教科教育法科目が前提とするのは、それが大学が提供す

る科目のひとつである、という事実であり、そうである以上、本学の場合であれば神戸親和女子大学の学風や、具体的な状況を生かした授業科目でなければならない、ということである。そしてここでの要点は、これが規範を含む理念的要請であるというよりもむしろ、実践上の現実的要請である、ということである。

現実として、教科教育法科目は、大学のカリキュラムポリシーやディプロマポリシーの下にあるだけではなく、それは文面化されないような大学独自の文化の中に存在しているものであることが前提となっている。例えば、「英語科教育法」は従来神戸親和女子大学のアットホームで小規模な雰囲気が生かされている科目群であり、過去5年間で履修者が20名を超えたことがない。そして、科目の底流には、「ひとに学び ひとに生かす」という本学のスローガンに現れる風潮が、文化として流れている。これらのこととは、良さ・悪さといった規範的なものではなく、文化として存在する事実の表現であり、それ以上のものではない。

こうしてみると、「英語科の指導法」におけるコアカリキュラムは、本学の文化的風土にかなり親和的なものであることが分かる。

具体例を挙げる。

「英語科教育法 IIA」科目においては、「ピアレビュー」という取り組みを継続的に行ってきた。これは、学生が模擬授業を行った直後に、全学生が模擬授業担当学生に対する具体的コメントをA4一枚のワークシート書式に記述し、授業担当教員がそれを回収するというものである。次週に、模擬授業担当学生には、他の全学生からのコメントシート（のコピー）がそのまま渡され、ピアレビューシートの原本は、そのコメントに対する授業担当教員からのコメントや評価が付記されて、提出した学生に返却される。

このルーティン・ワークは、元々は、クラスサイズの小ささをメリットとして活用するために導入したものである。逆に言えば、履修者が少ない（20名未満）であるからこそ、持続が可能な取り組みであった。この取り組みによって得られることとして、模擬授業を「受ける」学生が、生徒と教師、という二重の視点（存在）で授業を体験できること、授業観察のきめ細かさが自然に養われていくこと、責任のある相互評価の技術が涵養されること、などが挙げられる。（「英語科教育法 IIA」での模擬授業は、英語のみでなされる授業であるが、「ピアレビューシート」の記述に関しては、英語あるいは日本語で行った。）

この具体的取り組みが成立したのは、全学生が単独で模擬授業を実施することができる、というクラスサイズの小ささと、学生間の距離の近さ、という大学の文化的風土があればこそである。そして、この取り組みは、新しいコアカリキュラムが掲げる、模擬授業等を通じて実践能力を養う「学習形態」に即したものであることが分かる。

すると、本学の文化的状況が大きく変化しないのであれば、極めて自然な形でコアカリキュラムを取り入れていく、という方向性が見えてくるのである。これは、コアカリキュラムをやりくりすることで大学がそれに合わせていく、ということとは真逆の、既に存在する大学風土の中に、コアカリキュラムを忍び込ませていく、というプロジェクトの方向性である。

コアカリキュラムに示された各学習項目の具体的導入方法はシラバス作成そのものとなるが、神戸親和女子大学の英語科教育法科目群におけるコアカリキュラム導入の方向性としては、上記の方針によるソフトランディングが可能であると考えられる。

(Ⅱ) 学習項目を扱う順序と方法

コアカリキュラムにおいて「学習項目は内容のまとまりごとに記載されており、記載の順序は、学習すべき順序を示すものではない⁸」と明示されているように、それらをどのように学んでいくかは大学の裁量に委ねられている。

とりわけ、「学習内容」の(2)における、「生徒の資質・能力を高める指導」に該当する14の学習項目は、英語科教育法の実質的な中身になるが、本学における取り組みの可能性を示す目的において、先にその14項目を列挙する。

- ①聞くことの指導
- ②読むことの指導
- ③話すこと（やり取り・発表）の指導
- ④書くことの指導
- ⑤領域統合型の言語活動の指導
- ⑥英語の音声的な特徴に関する指導
- ⑦文字に関する指導
- ⑧語彙・表現に関する指導
- ⑨文法に関する指導
- ⑩異文化理解に関する指導
- ⑪教材研究・ICT等の活用
- ⑫英語でのインタラクション
- ⑬ALT等とのティーム・ティーチング
- ⑭生徒の特性や習熟度に応じた指導

これらを示したことの意図は、①から⑭までの各項目が、それぞれ独立したものではない、ということを理解するためである。例えば、現実の英語の授業は、「5つの領域」の統合においてなされるものであり、上記の項目では①から⑤までのすべてが該当する。それらには、音声・文字・語・文が含まれるため、⑥から⑨が内包される。教科用図書には文化的内容が含まれるため⑩が必要であり、実際の授業実施においては、少なくとも⑪⑫⑭が欠かせない。つまり、上記の学習項目は、統合された知識として身に付けるべきものを細分化したものであることが分かる。

学習項目の細分化によってそれに特化した（あるいは強勢をつけた）指導が可能になるが、重要なことは、その細分化があくまでも概念上のものであり、現実的にそれが独立可能なものではない、ということである。すると、上記の①から⑭までを、ステップ・バイ・ステップで「扱う」ことは可能でも、そのようにして「習得する」ことは極めて困難であることが分かる。

すると、現実的な方略としては、それぞれの各項目を、英語科教育法全体の中で、何度も取り入れ、らせん型に近いカリキュラムを通して習得させていく、という方向をとることになる。このために採るべきではない施策は、極端な例えとしては、科目群全体の45回の授業を項目別に細分化し、その中の42回分を14項目で割った結果1項目につき3回の授業実施日を配分する、といったカリキュラムである。

それぞれの項目を何回も扱い、実践を通して身に付けていくための方法を模索するためには、2年間の「英語科教育法」における4科目の位置づけを探ることと分けて考えることができない。

(III) 各科目の位置づけ

「英語科の指導法」のコアカリキュラムにおいては、全体を8単位程度と規定しており、具体的に何科目を設定するのか、それぞれの科目の位置づけはどのようなものでなければならぬのか、という規定が存在しない。現実としては、本学同様に2単位科目が4科目設定されることが基準となると思われるが、科目ごとのカリキュラムについては、大学の裁量範囲が大きい。最終的な基準は再課程認定において認可されるかどうか、という点で判断されることになるが、理にかなった常識的なカリキュラム構成は必ずしも一意的なものではなく複数のシナリオが考えられると思われ、コアカリキュラムもそれを見越して練られていると理解することができる。

この科目構成は実質的な学びの順序を示すものであり、大学としての独自性が表れる部分でもあるため、ここでは神戸親和女子大学における英語科教育法科目群の構成のビジョンについて提案を行いたい。

先に、科目ごとの要点をまとめると、以下のようになる。なお、「英語科教育法 IA」は2年次春学期の履修を想定、「IB」は2年次秋学期、「IIA」は3年次春学期、「IIB」は3年次秋学期を想定しており、それぞれが2単位科目、全てが中高の英語教員免許取得希望者の必修科目である。

英語科教育法 IA：基本的知識の習得（背景的知識、カリキュラム・文化論・学習に関する知識を含む）

英語科教育法 IB：5つの領域の指導法に関する知識の習得（授業での扱い方・技能の統合を含む）

英語科教育法 IIA：授業実践を通した英語授法の習得（授業は全て英語で行う。幅広く TESOL や EFL の知見を導入）

英語科教育法 IIB：教科書を利用した授業実践法の習得（教育実習及び新人教員としての即戦力を養うことを念頭に）

ここでは、再課程認定を視野に入れ、4科目の位置づけの意図を主張することで、具体的なカリキュラム再構成の糧としていきたい。

ここに提示した流れの中で特徴的と思われる的是、「IIA」と「IIB」で扱う内容と、その順序である。

「英語科教育法 IIA」では、英語科指導、という枠組みを一旦カッコに入れ、広く英語教育全体の視野の下で授業を構成する。つまり、日本の中学校・高等学校における「英語」授業科目における授業にとらわれることなく、世界的な英語教育の視野において教授法を身に付けることを目標とする。それを踏まえたうえで「英語科教育法 IIB」において、日本の教育事情に

特化し、「英語の先生」としての即戦力を養う、という順序である。

これは、以下の点において、新学習指導要領、および、これから求められる英語教師像に適合していると思われる。

(1) 英語による英語授業への対応

新しい学習指導要領では、現行の高校のみならず、中学校においても、英語の授業は英語で行なうことが原則とされる。このことの学問的な賛否はここでは問題としないが、少なくとも、英語による英語の授業の実践を現実的に阻むボトルネックが教員の能力の低さにあってはならない。これは理念的な主張ではなく、極めて現実的な要請であって、大型車を運転することができない者がバスの運転手になってはならないことと同類の問題である。英語で授業をできるようにすることは、既存の英語での授業から学び、その実践を通じて身に付けていくことが、たとえ唯一の方法ではなくても、近道であろう。英語以外の言語話者に対する英語の授業(TESOL) や外国語としての(EFL) の知見の蓄積に早い段階で触れておくことが重要である。

(2) アクティブラーニングへの対応

TESOL や EFL における授業構成は、ペアワークやグループディスカッション、インタラクションを中心とした、活動を中心としたものであることが通例である。それらの手法を取り入れることは、日本の学校英語教育で求められるアクティブラーニングへの対応として適している。

(3) 小・中・高連携への対応

学習指導要領の変化に伴い、英語教育が生徒の成長及び学習段階全体中で位置づけられるようになった。様々な年齢、多様な学習者層に対応できる教授法を求めるにあたり、より広い視野と資産からアイディアを導入することが自然である。

(4) 研修・研鑽の能力の涵養

TESOL や EFL からの知見は、英語教師になった後の自己研鑽として習得するものであり、教師になる前の段階では必要ない、と考えることもできるかもしれない。そして、実情としては英語教授法の多くの技術的側面において、それらが教師として実践を積みながら習得していくものとなるであろう。そしてその研鑽には、それを求め、自分の糧として受け入れための素地が必要である。知見や技能そのものの習得に先立って、その高度な修得の可能性の資質を提供するものとして、英語科教育法の中で触れることが重要と考える。これは新しい英語教育を模索し続ける力の涵養にもつながり、日本の英語教育全体の発展にも寄与すると予想される。

「英語科教育法 II A」の取り組みの意図は以上のようなものである。しかし、英語科教育法がそれのみに徹してしまえば、学校現場すぐに適用可能な英語教育に場合によっては支障をきたしてしまうこともありうる。「英語科教育法 II B」において、直近に迫った教育実習と、現実的視野を見据えた教員採用試験、そして新任教員としての日々の授業実践に対応するために、再び、日本の教育現場に特化した対応をとることが必要である。学習指導案の確認や授業準備も含め、最終段階で再び確認することが適切と考える。(これらの作業の基礎については IB で修得済みの計画である。)

(IV) 学習項目を習得する方法

英語化教育法で習得すべき知識や技能は、英語科教育法の授業を通して養われる。最終的に求められている力が実践的な能力であるがゆえに、コアカリキュラムにおいても「授業形態」に関する記述があえて設けられたのである。これは、英語科教育法の授業を、どのような形態で行うのか、ということについてある程度のスタンダードが存在する、ということであり、そのスタンダードとは能動的な実践を通じた知識や技能の習得、ということである。

模擬授業およびそのフィードバックは、自ずと実践的な習得形態をとることになる。そこで、今まで講義形式でのみ扱わがちであったテーマについてどのような方法で取り上げていくのかが課題となる。

教授法に関する諸理論については、学生に、生徒役や教師役のロールプレイを通して体験させる、ということが習得の基本となってくる。講義形式に比べて時間がかかるという予測については、多少ポイントを絞ったうえでも、体験を通じて確実な定着を図ることを優先させる仕分けが必要であろう。また、体験型の学習が必ずしも時間的な非効率をもたらすとは限らない。なぜならば多くの言語活動は互いに統合・連携されており、ひとつの体験を通じて多くの情報を確認することが可能だからである。例えば、インフォメーション・ギャップを利用した活動には、5つの領域のすべてを統合して実施することができ、実際の英語科の授業においても、最終的にはそれが奨励されている。他方、それらの指導法を各論の講義で行うとすれば、リスニングに関するインフォメーション・ギャップを利用した活動、リーディングに関するインフォメーション・ギャップを利用した活動、等々、個別に扱うこととなり、必ずしも効率的とはいえない状況が発生するのである。

神戸親和女子大学の英語科教育法における文化的風土は、学生の情意フィルターの低さと、クラスサイズの小ささであるため、コアカリキュラム導入後においても体験を基軸とした知識の習得を継続させることができるのである。これにより、教科の指導法においては、知識と技能とが一体であり、本来的に質を異にするものではないことを、自然な形で学生に感じてもらうことが可能であると思われる。

4. まとめ

コアカリキュラムのローカライズにおいては、そのローカルな状況と、コアカリキュラムの内容そのものの中身が決定的な意味を持つ。そして、一言でまとめるならば、外国語（英語）コアカリキュラムにおける「英語科の指導法」は、本学、神戸親和女子大学の教職課程（中・高英語）については、束縛よりも、むしろ大きな追い風になるものと思われる。

その理由は、コアカリキュラムによって求められている、実践的な知識の習得を目的とした能動的な学習が、たまたま本学での当該科目における、教育・学習風土に合致したものだからである。「スケールメリット」が、一般に言われるような「大きいこと」に関する良さではなく、この「英語科教育法」科目群では、「小さいこと」がそのままメリットとしてクローズアップされるのが、コアカリキュラムの特徴である。

その一方で、中・高の英語教員免許の取得希望学生が増加することは、担当するものとしての願望であり、数として小さいままで安住することを理想とするわけではない。そこでは、世

界的な視野のもとでの、英語教授法に関する歴史と、知見の蓄積が大きな参考になる。それを学びながらそれについて学ぶ、という二つの定位を同時にすることが言語学習の醍醐味であり、生徒でありながら教師である、という二重の存在の中で成長することが新しい英語教員の準備として体験することの楽しさである。こうした体験はあくまでも個人の出来事であるが、お膳立てを上手にすることによって、クラスサイズが大きくなっても体験することが可能であろう。

本論は、コアカリキュラムを自然な形で適用することのテストケースの出発点を示すことを目的としつつも、カリキュラム変更後も、学風を伝統として引き継いでいくことについての、内部に対する意思表示なのである。

(注)

- 1 平成29年中央教育審議会「教職課程コアカリキュラム（案）」(p.1) による
- 2 平成27年中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(p.32)
- 3 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/07/20/1387656_08.pdf
- 4 同 p.30.
- 5 本引用を含め、今後当該科目に関するコアカリキュラムについては、すべて、平成29年7月7日付で文部科学省初等中等教育局教職員課により公開されている「教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（平成31年度開設用）【再課程認定】」（以降、「手引き」と表記）によるものとする。（公開 URL http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/07/11/1388006_1_1.pdf）
- 6 同「手引き」p.110.
- 7 同「手引き」p.117.
- 8 同「手引き」p.110.

(参考文献)

- 文部科学省（2015a）中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
文部科学省（2015b）「生徒の英語力向上推進プラン」
文部科学省（2017a）中学校学習指導要領（平成29年3月公示）
文部科学省（2017b）中央教育審議会「教職課程コアカリキュラム（案）」
文部科学省（2017c）文部科学省初等中等教育局教職員課 「教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）（平成31年度開設用）【再課程認定】」